

2014
Disclosure

—医師の多彩なライフスタイルを応援します—

医師信組の現況

石川県医師信用組合

写真提供：金沢市



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り心から御礼申し上げます。

平成25年度の金融機関全体を取りまく金融環境は、同年4月の日銀による大規模緩和、貸出支援制度の拡充の影響により、住宅ローンや地方公共団体向け融資を中心に一部中小企業向け融資も資金需要が生じつつありましたが、業態別で見ますとまだまだ伸び悩みの状況にある中、貸出金利競争の激化により貸出金利が低下するなど、収益面では厳しい経営環境となっておりますが、当組合の現況(平成25年度第50期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料としてご覧賜りたいと存じます。

当組合は本年7月9日が「創立50周年」となります。組合員諸先生方並びに石川県医師会をはじめとする各都市医師会及び関連諸団体のご理解とご支援に深く感謝申し上げます。今後とも組合員のための金融機関として、皆様の信頼に応えるべく情報開示を徹底し、経営の健全性の確保及び経営基盤の強化に努めてまいります。組合員の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

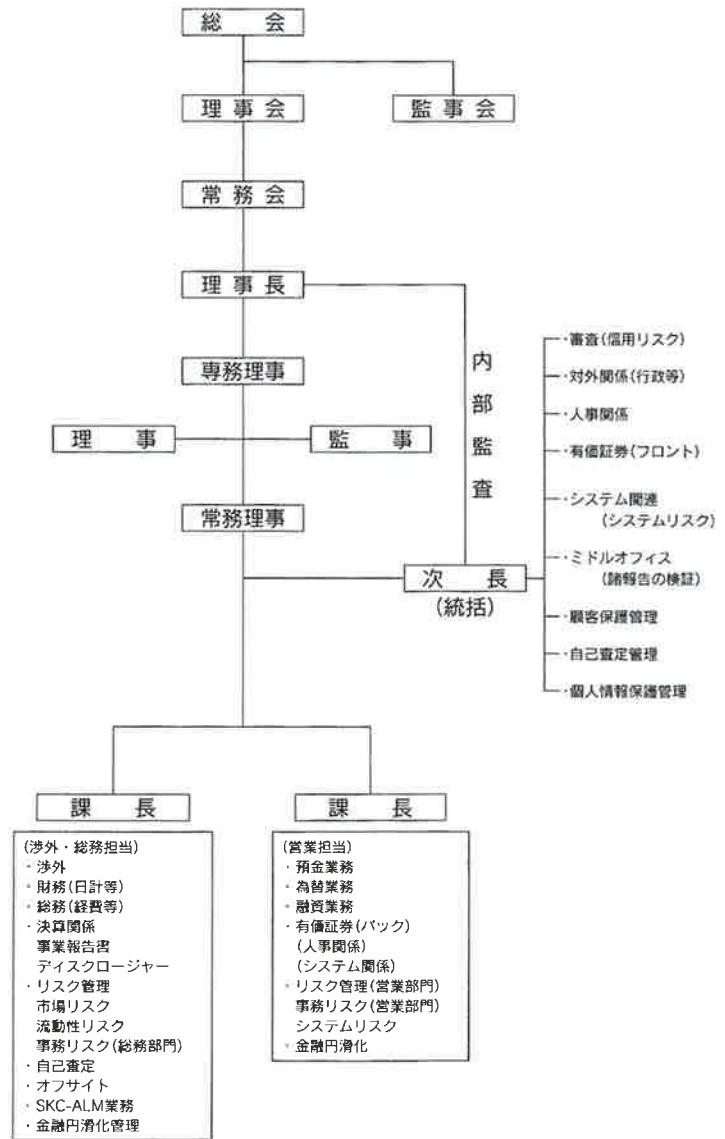
平成26年7月 石川県医師信用組合 理事長 近藤 邦夫

概況・組織

組合のあゆみ(沿革)

- 昭和39年7月 石川県医師信用組合設立
- 昭和39年8月 診療報酬控除等の業務展開を開始
- 昭和45年11月 振込業務(為替業務の一部)を開始
- 昭和49年7月 創立10周年を迎える
- 平成6年7月 創立30周年を迎える
- 平成7年10月 金沢手形交換所加盟
- 平成7年11月 内国為替制度加盟(全信組連経由でテレ為替取扱開始)
- 平成8年8月 ティスクロージャー誌 第一号発行
- 平成9年5月 預金高100億円達成
- 平成11年4月 「西暦2000年問題対応」及び業務のレベルアップのためのコンピュータ入替え完了
- 平成12年7月 金融庁の金融検査を受検
- 平成12年10月 全国医師信用組合連絡協議会総会(金沢市で開催 当番組合)
- 平成15年3月 金融庁の金融検査を受検
- 平成15年10月 信組システム共同センター(SKC)に加盟
- 平成15年11月 「石川県医師会・日赤共同ビル」に新築移転(金沢市鞍月東)
- 平成16年2月 新商品「フリーローン」取扱開始
- 平成16年7月 創立40周年を迎える
新日本監査法人による監査を導入
- 平成16年12月 融資の約定書・契約書等を全面改訂し実施
- 平成18年1月 金融庁の金融検査を受検
- 平成18年11月 預金保険機構の検査を受検
- 平成19年4月 「災害復興支援融資」(能登半島地震)の取扱
- 平成20年1月 「原油価格高騰対策支援融資」の取扱
- 平成20年4月 「ドクターサポートローン」(事業性ローン)
「ドクターフリーローン」(非事業性ローン)の取扱開始
- 平成20年7月 「災害復興支援融資」(浅野川豪雨)の取扱
「災害復興支援融資」の制度融資化
- 平成20年12月 金融庁の金融検査を受検
- 平成21年2月 「マイカーローン」の取扱開始
- 平成21年4月 「新規開業ローン」の取扱開始
- 平成21年8月 「診療所継承ローン」の取扱開始
- 平成21年9月 「産科医療機関支援融資」の取扱開始
「事業ステップアップローン」の取扱開始
「ニュー・マイカーローンECO」の取扱開始
「一般融資(変動金利・年2回見直し)」の取扱開始
- 平成22年9月 「教育ローン」の取扱開始
- 平成23年1月 「メディカルローン」の取扱開始
北陸財務局による金融検査(金融円滑化)を受検
- 平成23年11月 第6次全銀システム開始
- 平成24年8月 「オートローン」の取扱開始
「ドクターサポートローン」(事業性ローン)
「ドクターフリーローン」(非事業性ローン)
「ドクター教育ローン」(非事業性ローン)の取扱開始
- 平成25年2月 「ビック・チャンス」の取扱開始
- 平成25年3月 金融庁の金融検査を受検
(経営管理・信用リスク・市場リスク)
- 平成25年11月 「お客様ご利用アンケート」調査実施
- 平成26年2月 「経営者保証に関するガイドライン」への態勢整備実施

事業の組織



役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

(平成26年6月21日現在)

理事長	近藤 邦夫(*)	理事	松田 健志(*)
専務理事	浮田 俊彦(*)	理事	浅井 恭一(*)
常務理事	桜井 正(*)	理事	津田 功雄(*)
理事	前田 義樹(*)	理事	田村 敏博(*)
理事	大平 政樹(*)	理事	中尾 義広(*)
理事	竹田 康男(*)	理事	宮下 隆司(*)
理事	安田 健二(*)	監事	木下 弘治(*)
理事	羽柴 厚(*)	監事	藤村 和昌(*)
理事	東野 義信(*)	監事	武村 肇(*)
理事	北村 学(*)	監事	北谷 秀樹(*)

注) 当組合は、職員出身者以外の理事(*印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

立50周年記念キャンペーン]効果により、預金は期末残高で、261億57百万円、前期比17億25百万円の増加、7.06%の伸率と順調に推移いたしました。一方、貸出金は、低金利のキャンペーン商品の投入等の結果、開業・設備・運転に係る事業性資金、オートローン・教育資金など消費性資金ともに旺盛な資金需要がありました。他金融機関による肩代わり攻勢、余資による繰上償還等により、期末残高で41億53百万円、前期比80百万円の増加、1.96%の伸率となりました。

そして、平成25年度決算は、経常収益が3億20百万円、一方、経常費用は1億92百万円、経常利益1億28百万円、税引後当期純利益88百万円となりました。

当組合の顧客保護への取組み

■顧客保護等管理方針

1. お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客さまへのご説明について

- (1) 当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
- (2) お客様に対する経営相談・経営指導及び経営改善等について、金融円滑化の観点より、適切な説明・対応に努めます。

3. お客さまからのご相談・苦情等の対処について

- (1) 当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。
- (2) お客様からの返済条件変更等負担の軽減に関する申込み・相談に対しては、迅速かつ誠実な対応に努めます。

4. お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。

5. 当組合業務の外部委託におけるお客さま情報の取扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

■勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等にあたって、各種法令・規則等を遵守すると共に、次の各事項に基づき、適切な勧誘をおこないます。

1. お客さまの知識・ご経験等を考慮のうえ、お客さまの自主的な判断のために必要となる適切な情報提供を行いません。
2. お客さまに対して、商品内容やリスクなど重要な事項に関する説明を行ない十分理解していただくよう努めます。
3. 良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって迷惑となる方法や不都合な時間帯での勧誘を行ないません。
4. 誠実・公正な勧誘に努め、事実ではない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘を行ないません。
5. 役職員に対する研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行なわれる様、内部管理体制の強化に努めます。
6. 相談・苦情等受付窓口を設置し、お客さまからのご相談・苦情・ご要望および照会等に対し、親切を旨として誠実に対応いたします。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

事業方針

■基本理念・・・地域医療の発展に貢献いたします

当組合は、医業間の協調精神、相互扶助精神に基づき医業界の金融機関として、金融を通して医業の経営安定、医師の多彩なライフスタイルを応援するとともに、地域医療の発展に貢献することを基本理念としています。

■経営方針・・・健全経営に徹します

基本理念に基づき業域信用組合としての社会的使命を果たすべく、経営の健全性確保に努め、経営基盤の強化を図り、組合員の事業発展に貢献いたします。

《当組合の経営姿勢と考え方》

○経営の健全性の確保

経営には、安全性、収益性、効率性の確保が求められています。自己責任原則による経営をすすめ、経営のディスクローズを通じて当組合の経営について組合員の理解を深めると共に「コンプライアンス」と「リスク管理態勢」及び「内部管理態勢」の強化を図ります。

○経営体質の強化

安定的な収益の確保によって経営体質の強化に努めてまいります。

○医業経営へのお手伝い

当組合は石川県下の医業界を背景とした業域信用組合であります。従って、医業経営のためのお手伝いを積極的にこなすことにより、充実した金融サービスを提供しながら医業経営を側面から支援し、「地域医療」の発展に貢献いたします。

平成25年度 経営環境・事業概況

《金融経済環境》

平成25年度我が国経済は、円安の進捗に伴う原材料高・燃料高騰などにより景気回復の効果が十分に及んでいない状況がみられるものの、政府の財政政策、日銀の大胆な緩和策など「アベノミクス」効果により、景気は緩やかに回復しつつ経過いたしました。

平成26年度については、米国景気回復が世界経済の回復を索引する中で、日本でもアベノミクス効果により景気回復が確かなものになりつつありますが、4月の消費税引き上げに伴う需要の反動減が予想されるほか、米国の量的緩和政策縮小に伴う金利の上昇の時期、新興国市場からの資金還流の影響、中国の影の銀行問題など金融市場への影響、そして、世界経済の下振れリスクが懸念されています。

金融業界を見ますと、金融機関全体では、日銀による昨年4月の大規模緩和、貸出支援制度の拡充の影響により、住宅ローンや地方公共団体向け融資を中心に一部中小企業向け融資も資金需要が生じつつありますが、業態別で見ますとまだまだ伸び悩みの状況にある中、貸出金利競争の激化により貸出金利が低下するなど、収益面では厳しい状況が続いています。

《業績》

こうした経営環境の中、当組合は本年7月9日に創立50周年を迎えますが、組合員諸先生方並びに県医師会をはじめとする各都市医師会及び関連諸団体のご理解とご支援に感謝し昨年11月より実施しています「創

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事的法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■組合員各位の要望・意見を把握するための取組み

当組合では、組合員の皆様のさまざまなご意見・ご要望を把握し、商品開発・サービスの質向上に繋げていくための仕組み造りを進めています。

- 「お客様相談窓口」を設置しております。お客様からの苦情・ご相談窓口としてご利用いただいております。
- 「金融円滑化相談窓口」を設置しております。お客様への継続支援を目的とした相談窓口としてご利用いただいております。
- 「お客様ご利用アンケート」を定期的実施しております。「お客様の声」として全役員に周知し、更なる改善を進めております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として職務手当・功勞金・勤務手当等を「役員退職規程」で定めております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	14,064	14,500
監事	912	1,000
合計	14,976	15,500

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細」における役員に対する報酬です。

注2. 対象役員に該当する理事は16名、監事は4名です(中に退任した者を含む)。

注3. 上記以外に支払った報酬等はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

注2. 「同額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

組合員の推移

(単位：人)

区	分	平成24年度末	平成25年度末
個	人	1,153	1,168
法	人	306	312
合	計	1,459	1,480

第50期通常総会について

■決議事項

- 第1号議案 第50期(平成25年度)事業報告書による事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(案)の承認の件
- 第2号議案 第51期(平成26年度)事業計画及び収支計画承認の件
- 第3号議案 役員退職慰勞金支払いの件
- 第4号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件
- 第5号議案 理事、監事の報酬決議の件

経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	
	平成24年度	平成25年度
現金	40,296	36,620
預け金	8,379,746	9,708,285
買入手形	-	-
コール口	-	-
買入先	-	-
債券借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
商品有価証券	-	-
商品国債	-	-
商品地方債	-	-
商品政府保証債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有価証券	14,496,693	14,901,240
国債	1,041,734	1,453,910
地方債	4,317,184	4,082,753
短期社債	-	-
社債	8,837,903	9,351,646
株	13,890	12,930
その他の証券	285,980	-
貸出金	4,073,416	4,153,676
割引手形	-	-
手形貸付	137,232	144,048
証書貸付	3,936,183	4,009,628
当座貸越	-	-
外国為替	-	-
外国他店預け	-	-
外国他店貸替	-	-
買入外国為替	-	-
取立外国為替	-	-
その他の資産	99,023	94,634
未決済為替貸	-	-
全信組連出資金	37,500	37,500
前払費用	-	-
未収収	53,688	50,585
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金融派生商品	-	-
その他の資産	7,834	6,548
有形固定資産	12,176	12,864
建物	442	357
土地	-	-
リース資産	1,963	4,211
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	9,770	8,295
無形固定資産	213	134
ソフトウェア	203	124
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	10	10
繰延税金資産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	96,927	101,030
貸倒引当金	△9,656	△10,529
(うち個別貸倒引当金)	(△-)	(△-)
資産の部合計	27,188,837	28,997,957

科目 (負債の部)	金額	
	平成24年度	平成25年度
預金	24,432,956	26,157,475
当座預金	-	-
普通預金	8,464,341	8,699,134
貯蓄預金	-	-
通知預金	-	-
定期預金	14,692,751	16,064,102
定期積金	1,269,474	1,382,594
その他の預金	6,389	11,645
譲渡性預金	-	-
借入金	-	-
当座借越	-	-
再割引手形	-	-
売渡手形	-	-
コールマネ	-	-
売現先勘定	-	-
債券借取引受入担保金	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
外国他店預り	-	-
外国他店借	-	-
売渡外国為替	-	-
未払外国為替	-	-
その他の負債	95,164	115,558
未決済為替借	-	-
未払費用	33,798	32,413
給付補填備金	4,173	4,811
未払法人税等	28,498	39,835
前受収益	3,382	4,143
払戻未済金	2,200	2,210
職員預り金	11,632	11,802
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借入商品債券	-	-
借入有価証券	-	-
売付商品債券	-	-
売付債券	-	-
金融派生商品	-	-
リース債務	2,102	4,321
資産除去債務	-	-
その他の負債	9,376	16,020
賞与引当金	2,639	2,626
役員賞与引当金	-	-
退職給付引当金	24,980	13,614
役員退職慰労引当金	11,069	12,877
特別法上の引当金	-	-
金融商品取引責任準備金	-	-
繰延税金負債	120,796	116,241
再評価に係る繰延税金負債	-	-
債務保証	96,927	101,030
負債の部合計	24,784,534	26,519,424
(純資産の部)		
出資	114,807	116,599
普通出資金	114,807	116,599
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	1,943,345	2,026,934
利益準備金	115,711	115,711
その他利益剰余金	1,827,634	1,911,223
特別積立金	1,720,000	1,760,000
(うち目的積立金)	-	-
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	107,634	151,223
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
組合員勘定合計	2,058,152	2,143,533
その他有価証券評価差額金	346,150	334,999
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	-	-
評価・換算差額等合計	346,150	334,999
純資産の部合計	2,404,302	2,478,532
負債及び純資産の部合計	27,188,837	28,997,957

(注)

- 以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(建物付属設備)	13年
その他	3年~39年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 役員貸与引当金は役員への貸与の支払いに備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上することになっておりますが、当期の役員貸与は支給しないことから計上していません。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	▲782百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(平成24年4月分~平成25年3月分)

0.062%

- 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、特別掛金1,285千円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を引当てております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上することとなっておりますが、該当はございません。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額55,149千円

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。

- 有形固定資産の減価償却累計額 29,234千円

- 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,888千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産

預け金 500,000千円(全信組連/名古屋 為替決済保証金)

担保資産に対応する債務はありません。

- 出資1口当たりの純資産額は21,256円89銭です。

21. 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、預け金、有価証券及び事業地域内のお客様に対する貸出金です。有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動のリスク、為替変動のリスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、信用リスク管理担当理事を所管として行われ、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。そして、日常的にはVAR、金利感応度分析によりモニタリングを実施し、理事会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当組合は、保有有価証券における為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が定めた有価証券運用計画に基づき理事会の監督の下、資金運用規程・有価証券運用基準に従い行われています。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、保有期間240日、観測期間5年間で計測される99パーセントイル値金利変動幅を用いた経済価値の変動を市場リスク量として、定量分析を行っております。算出に当たっては、再評価法を用い、金利が99パーセントイル変動幅だけ変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の変化の大きさを用いて当該リスク量としています。

2014年3月31日において、当該リスク量の大きさは210百万円になります。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を想定しているため、金利以外のリスク変数が変化した場合のリスク量は捕捉できません。また99パーセントイル変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	9,708	9,721	12
(2)有価証券	14,899	14,912	13
満期保有目的の債券	1,289	1,303	13
その他の有価証券	13,609	13,609	-
(3)貸出金(*1)	4,153		
貸倒引当金(*2)	△10		
	4,143	4,222	79
金融資産計	28,750	28,856	105
(1)預金積金(*1)	26,157	26,224	67
金融負債計	26,157	26,224	67

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

(金融資産)

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額から貸出金に対応する貸倒引当金を控除し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(金融負債)

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	2,100
合 計	2,100

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下26まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(時価が貸借対照表計上額を超えるもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 千円	- 千円	- 千円
地 方 債	149,833	155,565	5,731
短 期 社 債	-	-	-
社 債	889,996	897,926	7,929
そ の 他	-	-	-
小 計	1,039,830	1,053,491	13,660

(時価が貸借対照表計上額を超えないもの)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 千円	- 千円	- 千円
地 方 債	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-
社 債	250,000	249,890	△110
そ の 他	-	-	-
小 計	250,000	249,890	△110
合 計	1,289,830	1,303,381	13,550

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(4) その他有価証券

(貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	10,830 千円	10,650 千円	180 千円
債 券	11,905,800	11,429,683	476,116
国 債	1,453,910	1,407,254	46,655
地 方 債	3,237,370	3,099,626	137,743
短 期 社 債	-	-	-
社 債	7,214,520	6,922,802	291,717
そ の 他	-	-	-
小 計	11,916,630	11,440,333	476,296

(貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	- 千円	- 千円	- 千円
債 券	1,692,680	1,706,205	△13,525
国 債	-	-	-
地 方 債	695,550	700,304	△4,754
短 期 社 債	-	-	-
社 債	997,130	1,005,901	△8,771
そ の 他	-	-	-
小 計	1,692,680	1,706,205	△13,525
合 計	13,609,310	13,146,539	462,770

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,724,613 千円	26,120 千円	- 千円

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	500,000 千円	2,990,000 千円	7,500,000 千円	3,400,000 千円
国 債	-	-	800,000	600,000
地 方 債	-	450,000	2,800,000	700,000
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	500,000	2,540,000	3,900,000	2,100,000
そ の 他	-	-	-	-
合 計	500,000	2,990,000	7,500,000	3,400,000

27. 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,830 千円
役員退職慰労引当金	3,555
貸与引当金	725
貯 蔵 品	570
未 払 事 業 税	2,300
そ の 他	101
繰延税金資産 小 計	15,084
評価性引当額	3,555
繰延税金資産 合 計	11,529
繰延税金負債	
有 価 証 券	127,770
繰延税金負債 合 計	127,770
繰延税金負債の純額	116,241 千円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかると繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.40%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金負債は7,536千円減少し、その他有価証券評価差額金は8,283千円増加し、法人税等調整額は747千円増加しております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。